

申し込み時の ①行事名(日時・曜日・コースなども) ②住所(郵便番号も) ③氏名(ふりがな) ④年齢、性別  
 必要事項 ⑤電話番号 ⑥学校名・学年(児童・生徒のみ) ⑦返信先(往復はがきの場合)

■フリーマーケット情報

月	日	時間	会場	大雨時(順延)	詳細
5月16日(日)	午前9時30分 午後0時30分	札幌コンベンションセンター屋外展示場(白石区東札幌6の1)	—	5月22日(土)	①
	午前10時 午後2時	滝野すずらん丘陵公園(南区滝野247)	—		
5月22日(土)	午前10時 午後2時	中島公園 園路(中央区中島公園内)	—	5月23日(日)	①
5月23日(日)	午前10時 午後2時	ふれあい広場あつべつ(厚別区厚別中央1の5)	—	5月29日(土)	②
	午前9時 午後1時	ミルクの郷(さと)(東区丘珠町573)	—		
5月29日(土)	午前10時 午後2時	西区民センター前庭(西区琴似2の7)	—	—	②
5月30日(日)	午前10時 午後2時	市役所駐車場(中央区北1西2)	—	—	①
6月5日(土)	午前10時 午後2時	中島公園 園路	—	6月6日(日)	③
	午前9時 午後2時	札幌コンベンションセンター屋外展示場	—		
6月6日(日)	午後2時	北区役所前駐車場(北区北24西6)	—	—	②

①=リサイクル運動市民の会北海道支部 ☎513-6578  
 ②=日本リサイクルネットワーク北海道 ☎632-1222  
 ③=札幌フリーマーケット協会 ☎861-6188

△ヒグマに遭わないために▽  
 ・新聞やテレビ、市のホームページなどのヒグマ出没情報に注意する。  
 ・活動が活発な早朝や夕方の入山は避け、集団で行動する。  
 ・ふんや足跡を見つけたらすぐに引き返す。  
 ・話しながら歩く、鈴をつける、手をたたくなどする。  
 ・食べ物やごみは絶対に捨てずに持ち帰る。  
 △もしヒグマに遭遇したら▽  
 ・慌てて逃げず、落ち着いて静かに立ち去る。  
 ・ヒグマが近づいてきたら目をにらみ、視線をそらす



つくりと後退する。  
 ・子グマには絶対に近づかない。親グマがそばにいます。  
 ③ 緑の保全課 ☎(211) 2532  
**ワーキング・マタニティ・スクール**  
 内容 妊娠中の健康管理、交流会、保育園情報の提供ほか。  
**日時・会場** 6月12日(土)午後1時～3時35分。社会福祉総合センター(13階)。  
**対象** 働きながら出産・育児を希望する初妊婦とその夫。  
**申込** 6月10日(木)までに母子衛生協会 ☎(521) 2426 に電話。  
 ③ 地域保健課 ☎(211) 2306

環境教育リーダー、環境保全アドバイザーを派遣  
 自然観察会や講演会に講師を派遣。謝礼は市が負担。  
**対象** 環境教育リーダーⅡ主に学校の授業や子供たちの地域活動。環境保全アドバイザーⅡ主に市民グループの実践的な環境活動。いずれもグループ単位。  
**申込** 随時受け付け。  
**環境教育リーダーを募集**  
**対象** 環境活動を行っている18歳以上の方20人程度。研修あり。  
**申込期限** 6月30日(水)。  
**申込先** 詳細 環境プラザ(13階) ☎(78) 1667

**国民健康保険**  
**所得申告書の提出を**  
 国民健康保険料は、前年の収入に基づいて算定します。所得税や住民税の申告をされた方については申告内容を基にしますが、申告をしていない方については保険料算定のため所得申告書を提出していただきます。申告書が送られてきた方は5月14日(金)までに必ず提出してください。なおこの申告書は保険料を減額する場合の資料にもなります。  
**保険料の2割減額申請書の提出を**  
**対象** 被保険者全員(世帯主を含む)の前年の合計所得が、33万円を基本として被保険者1人につき35万円を加算した金額以下の世帯。ただし、今年の所得が前年から著しく増加している世帯などは減額にならない場合があります。  
**申込** 対象世帯に送付する申請書を5月14日(金)までに提出。  
 ③ 区役所(13階)の保険年金課



**子育てサポートセンター**  
**会員登録説明会**  
**内容** ①子育ての援助を受けた方と②援助したい方のための会員登録説明会。  
**日時・会場** 6月25日(金)午前10時～11時30分。リンケージプラザ(13階)。  
**対象** ①は0歳～小学6年の子供を育てている方。②は20歳以上の方。①②合わせて80人。  
**申込** 5月25日(火)から電話 ☎(先着) 申込先 詳細 子育てサポートセンター ☎(272) 2415

**国民年金**  
**学生の皆さんへ**  
 学生本人に所得がない場合や、所得があってもアルバイトなどで低額(一定基準以下)の場合で、保険料を納め

**国民健康保険料は期限内に納めましょう!**  
**『滞納整理特別強化月間』**  
 実施期間：平成16年5月まで

- ★滞納処分の強化(給与・預貯金などの差し押さえ)
- ★滞納世帯への財産調査の強化
- ★納付相談・納付指導の強化
- ★保険料の夜間納付相談を全区で実施

詳しくは区役所(13階)の保険年金課へお問い合わせください。

国民年金  
 学生本人に所得がない場合や、所得があってもアルバイトなどで低額(一定基準以下)の場合で、保険料を納め

広告欄